

平成26年第2回定例会 提出議案資料

諮問第1号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る
審査請求について

諮問第2号

下水道使用料の督促に関する処分に係る
審査請求について

上下水道局

下水道使用料の徴収及び督促に関する処分に係る審査請求について

1 審査請求の概要

- (1) 審査請求人 * * * * * (川崎市 * * 区 * * * * *)
- (2) 審査請求の対象
- ア 下水道使用料 平成4年4月使用分から平成20年9月使用分まで 144,370,575円
- イ 対象となる処分
- (ア) 納入通知処分・・・諮問第1号
- (イ) 督促処分・・・諮問第2号
- (3) 審査請求の趣旨 上記処分を取り消すとの裁決を求める。
- (4) 審査請求の主な理由 上記処分の下水道使用料の請求権は時効により消滅しており、存在しない請求権に基づく上記処分は違法である。
- (5) 審査庁 川崎市長
- (6) 処分庁 上下水道事業管理者

2 審査請求に至るまでの経過

(1) 概要

審査請求人は、昭和54年5月10日に公害局(当時)に地下水揚水に係る届出書の提出を行い、遅くとも昭和57年2月には公害局(当時)に揚水した地下水の水量等測定報告書を届け出た上で地下水を揚水し、使用した水道水及び地下水の汚水処理は浄化槽にて行っていたが、平成4年4月13日に浄化槽を廃止し、公共下水道に排水管を接続したことにより、水道水及び地下水の使用に係る汚水を公共下水道へ排出することとなった。

しかし、審査請求人はこの工事に際し、地下水の使用に係る汚水を排出することを下水道局(当時)に届け出ず、この排出分の下水道使用料については徴収されなかった。

処分庁はこれを平成22年11月15日及び30日に行った現地調査により確認し、審査請求人に排出汚水量の認定に必要な書類等の提出及びそれに係る下水道使用料の支払についての理解を求めていたが、書類は提出されなかったため、平成25年10月21日に平成4年4月使用分から平成25年1月使用分までの下水道使用料計192,719,081円の納入通知処分を行った。

審査請求人は、平成20年10月使用分から平成25年1月使用分までの下水道使用料48,348,506円の支払には応じたものの、平成4年4月使用分から平成20年9月使用分までの下水道使用料144,370,575円の徴収に関する処分を不服として、平成25年11月19日に納入通知処分について審査請求を提起した。

その後、当該下水道使用料の納入がされなかったことから、処分庁が審査請求人に対し平成25年12月26日に督促処分を行ったところ、平成26年1月27日に審査請求人はこれについても審査請求を提起した。

(2) 経過

昭和44年7月	審査請求人は、この頃から水道の使用を開始した。
昭和54年5月10日	審査請求人は、公害局(当時)に対し、地下水揚水に係る届出書を提出した。
昭和57年2月	審査請求人は、遅くともこの頃には地下水を揚水し、使用していた。
平成4年4月13日	下水道局(当時)は、審査請求人が浄化槽を廃止し、公共下水道に排水管を接続した工事について完成検査を行った。
平成21年8月24日	建設局下水道部(当時)は、他の地下水揚水事業所の件を受けて環境局に地下水揚水事業所一覧の照会を行い、審査請求人が下水道使用に必要な手続をせず地下水を揚水していることを確認した。
平成22年3月26日	建設局下水道部(当時)は、環境局から地下水の水量等測定報告書入手した。
平成22年11月15日	上下水道局は、現地調査を行い、当地で揚水される地下水が公共下水道に排出されていることを確認した。
平成23年1月25日	現地調査の結果、上下水道局は機械製造の際に使う冷却水と一緒に污水管に流している雨水を道路側溝に流すよう審査請求人に付替を要請した。冷却水を污水管に流すことについては継続協議となった。
平成23年11月22日	上下水道局は、審査請求人に冷却水を引き続き污水管に流すよう指導を行った。
平成24年12月21日	上下水道局は、審査請求人に排出汚水量認定のための申請書を提出するよう求めた。
平成25年1月9日	審査請求人は、将来分の汚水量認定のための申請書を提出した。
平成25年2月19日	上下水道局は、将来分の汚水量の認定を行い、平成25年2月使用分から下水道使用料の徴収を始めた。
平成25年9月27日	上下水道局は、審査請求人に対し、平成25年10月11日までに地下水の使用に係る下水道の使用開始届及び過去分の排出汚水量の申告を行うよう書面で通知した。
平成25年10月21日	審査請求人が指定した期日までに申告をしなかったため、上下水道局は、環境局に提出されていた地下水の水量等測定報告書の揚水量により、排出汚水量の認定を行い、下水道使用料を算定し、納入通知処分を行った。
平成25年11月19日	審査請求人は、納入通知処分について審査請求を提起した。
平成25年12月26日	上下水道局は、審査請求人に督促処分を行った。
平成26年1月27日	審査請求人は、督促処分について審査請求を提起した。

3 審査請求人及び処分庁の主張

審査請求人の主張	処分庁の主張
<p>(1) 諮問第1号（納入通知処分）</p> <p>○争点 処分庁が平成4年6月から下水道使用料を徴収できたか</p> <p>① 審査請求人は、排水設備工事完成届兼使用開始届を提出している。</p> <p>② 審査請求人は、遅くとも昭和57年2月頃には、川崎市長に対し、水量等測定報告書を提出していたのだから、処分庁は、川崎市下水道条例第31条の規定に基づく関係者からの聞き取り等の調査を行えば、水量等測定報告書の情報を取得し、地下水の使用を了知することができた。</p> <p>③ 処分庁は、平成4年4月に、排水設備の工事について検査をする際、地下水の使用について調査することができた。</p> <p>④ 処分庁は、下水道法第13条に基づき、立入調査を行えば、地下水の使用を把握することができた。</p> <p>まとめ 処分庁には、平成4年4月の時点で、審査請求人が地下水を使用していることを確認する契機があったのだから、平成4年6月以降は、2月ごとに徴収する下水道使用料を算定して徴収することができた。よって、この時点から下水道使用料の請求権は、地方自治法第236条に規定する5年の時効期間を経過したものについては消滅しており、法令上の根拠のない平成20年10月21日以前に発生した下水道使用料の納入通知処分は違法である。</p>	<p>① 審査請求人は、地下水を使用する者が公共下水道を使用する際に行う使用開始届を提出していなかった。提出された排水設備工事完成届兼使用開始届には地下水の使用についての記載はなかった。</p> <p>② 公害局（当時）に提出された水量等測定報告書は、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止することを目的としているものであり、そのような目的を異にする書類について処分庁に調査義務はないのだから、条例第31条の規定に基づく調査ができることをもって水量等測定報告書から地下水の使用を了知できたとするには論理の飛躍がある。</p> <p>③ 処分庁が平成4年4月に行った検査の内容は、設置された排水設備の構造が、法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを確認するものであり、排水設備を流れる汚水が地下水に由来するかどうかを確認するものではない。</p> <p>④ 審査請求人が主張する下水道法第13条に基づく立入調査は、公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を法令で定める技術上の基準に適合させるために、排水設備等を流れている汚水の水質を調査するものであり、地下水の使用は確認できない。</p> <p>まとめ 処分庁は、審査請求人が届出をしなかったため、平成22年11月15日に審査請求人の事業所において現地調査を行うまでは、地下水の使用に係る汚水を公共下水道に流していることを知らず、知る契機もなかったのだから、処分庁が平成4年4月の時点でこれを確認でき、平成4年6月以降、下水道使用料を徴収できたとする審査請求人の主張には理由がない。</p>
<p>(2) 諮問第2号（督促処分）</p> <p>○争点1 督促処分の審査請求において、納入通知処分の違法性を主張できるか</p> <p>① 下水道使用料の請求権は時効により消滅しており、実体的請求権のない納入通知処分を前提とした督促処分は、法令上の根拠がなく違法である。</p> <p>② 督促処分が納入通知処分の有効性を前提としている以上、納入通知処分の違法性も督促処分的前提条件として、督促処分の審査請求の中で審理されるべきである。</p> <p>○争点2 本件処分は、処分庁の裁量の範囲を逸脱するものであり不当であるか</p> <p>処分庁は、納入通知処分が確定していない段階で、安易に法律を機械的に適用の上、本件処分を行っているが、これは処分庁の裁量の範囲を逸脱するものである。</p>	<p>①② 納入通知処分と督促処分は、その目的及び効果を異にするものであり、督促処分の審査請求において、納入通知処分の違法性を主張することはできない。それについては、納入通知処分の審査請求において主張すべきである。</p> <p>督促処分は、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定に基づいて行ったものであり、不当ではない。</p>

4 審査請求に対する処分庁の見解

審査請求人の主張には理由がないことが明らかなため、諮問第1号及び諮問第2号の審査請求はそれぞれ棄却されるべきである。

審査請求制度について

1 概要

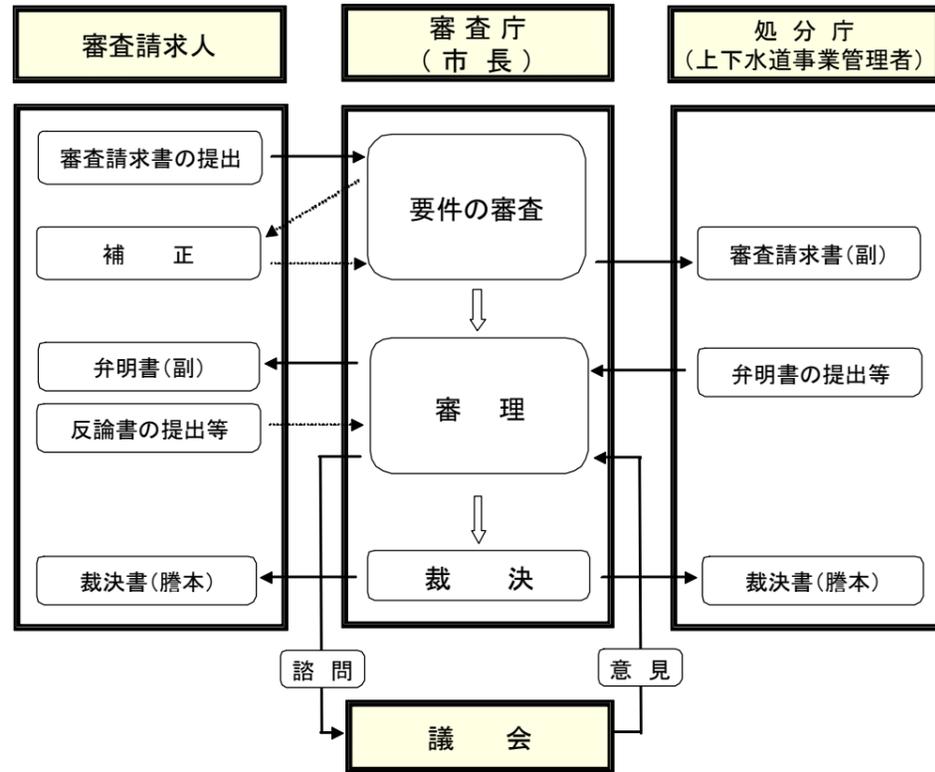
審査請求とは、違法又は不当な処分について、処分庁の直近上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。制度については行政不服審査法に定めるほか、使用料の徴収に関する処分は、地方自治法に議会への諮問や審査請求期間等について特別の定めがある。

2 対象

下水道使用料の徴収に関するものとして次の処分が審査請求の対象となる。

- (1) 納入通知処分
- (2) 督促処分
- (3) 滞納処分

3 手続



参考

- | | | |
|-------|-------|--------------|
| 諮問第1号 | 審査請求人 | 審査請求書及び反論書2通 |
| | 処分庁 | 弁明書2通 |
| 諮問第2号 | 審査請求人 | 審査請求書及び反論書1通 |
| | 処分庁 | 弁明書1通 |

4 期間



5 裁決

(1) 却下

審査請求が要件を充たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しや処分の変更ができる。

6 取消訴訟

審査請求人は、裁決を経てなお処分又は裁決について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6ヶ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、地方自治法により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求してから3ヶ月経過しても裁決がないなど正当な理由があれば提起できる。

7 過去の事例

地下水使用を届け出ずに公共下水道を使用し、その排出分の下水道使用料を支払っていなかったスポーツセンター運営会社に対し行った5年3ヶ月分の下水道使用料計67,350,533円の納入通知処分について、同社は一部を支払ったものの、残額42,350,533円につき平成24年7月27日に審査請求を提起した。

同社は、環境局に対し地下水揚水の届出はしていたが、建設局下水道部（当時）には届け出ておらず、当該下水道使用料について時効消滅や免除を主張したものの、議会の諮問を経て、審査庁は、平成24年12月28日に審査請求を棄却する裁決を行った。